

29年1月  
全面施行

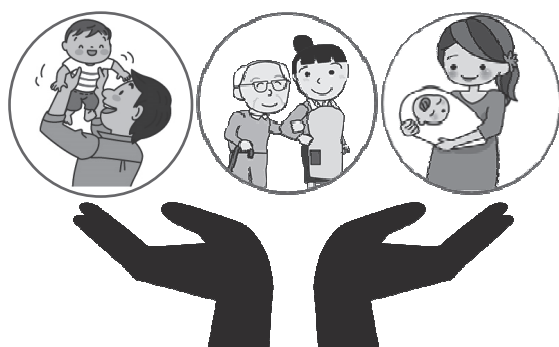
重要な改正労働法・事業規模に関わらず全事業所が対象です！  
週3日以上勤務するパート等の非正規労働者も適用

# 育児介護休業法・均等法改正 & 労働トラブル未然に防ぐポイント

要注意…制度利用者に対する批判や不利益な扱いには行政からの勧告や労働紛争勃発の危険！

本年1月から育児介護休業法と男女雇用機会均等法が改正施行されましたが、多くの会社では対策が未整備または後手に回っています。このままの状態では「介護休業・介護短時間ルール希望者」や「マタハラトラブル」が発生した場合、現場の混乱や企業責任が問われることは必至です。

そこで本講座では、今回の法改正の基本事項から、「何をすべきか」という実務対策の解説とアドバイスを行います。また、セミナー後半では近年多発している労働トラブルを未然に防ぐためのポイントについて豊富な事例を交えて解説いたします。



講師

特定社会保険労務士

社会保険労務士法人ソリューション

特定社員 小野 純氏

従業員が申請しやすいように  
事務所の理解が必要！

日時 平成29年4月21日(金) 午後1時30分～4時30分

会場 コラッセふくしま 5階「小研修室」

受講料 会員 1名 4,000円 ※28年度無料受講券使用可  
非会員 1名 6,000円 (テキスト代含む)

定員  
54名  
申込みは  
お早めに

申込先 公益社団法人 福島法人会

福島市三河南町 1-20(コラッセふくしま7F) TEL.536-1291

【振込口座】東邦銀行/本店  
(普)23634

(振り込み手数料のご負担をお願いします)

FAX. 525-2311

セミナー「育児介護休業法・均等法改正&労働トラブル未然に防ぐポイント」申込書

(会社業種: )

会社名				電話				
住所				FAX				
参加者	役職		参加者	役職				
無料受講券	名分を使用します		参加者	名分		円を	月	日銀行に振り込みました

※個人情報の取り扱いについては、当会の事業活動以外の目的では利用することはありません。※参加者多数の場合はコピーしてご利用下さい。

法改正

# 育児介護休業法・均等法改正 &

## 労働トラブル未然に防ぐポイント

従業員のいる経営者・幹部・労務担当者必聴！

- 安心して働けるので定着率が伸びる
- 優秀な人材の流出を防ぐ
- 人口減少・労働力不足も解消する
- 地域からも信頼される

### 講座内容

1. 育児介護休業法と男女雇用機会均等法改正
  - ・法改正に至った背景
  - ・激増が予想される介護休業希望者
  - ・育児介護休業法・均等法の改正ポイント
  - ・昭和型世代は全員マタハラ予備軍
2. 会社として何をしなければならないのか
  - ・就業規則変更例
  - ・除外協定書の未締結は命取り
  - ・実際の希望者に使用する書式例
  - ・マタハラ対策の必要性
3. トラブルを未然に防ぐためのポイント
  - ・そもそもの基本は「〇〇契約書」の整備から
  - ・就業規則は〇〇規定と〇〇規程の使い分けが重要
  - ・残業対策は自社にあった対策をセレクトしよう
  - ・激増する休職者に対する備えをしていますか

#### 講師紹介

〔特定社会保険労務士〕

社会保険労務士法人ソリューション 特定社員 **小野 純氏**



1967年生まれ。中央大学卒。大手製造会社に勤務後、研修会社の専任講師を経て社労士資格を取得。老舗社労士事務所でインターン研修後、2003年独立。現在、労務管理・就業規則作成等の業務と共に、各種商工団体等のセミナー講師として活躍中。明快な解説には定評がある。  
【著書】「私が教える社労士過去問題集」「私が教える社労士テキスト」他

- 既納受講料の返却は致しません。当日不参加の場合は、代理のご参加をお願いします。
- お申し込みの方には、改めて通知しませんので、時間厳守のうえご参加ください。（定員の場合のみ連絡します）
- コラッセふくしま駐車場（30分無料100台）や周辺にも駐車場はありますが、混み合いますので、お早目にお出かけ下さい。（駐車料金のご負担をお願いします）